資料２

季節性インフルエンザ流行期に備えた体制について

１　相談体制

⑴　相談体制

ア　「帰国者・接触者相談センター」（コールセンター、保健所等、計 12 か所）を「受診・相談センター」に名称変更するが、これまでの相談事業を継続

イ　かかりつけ医等の身近な医療機関も相談先として追加

⑵　発熱等の症状が生じた場合

ア　「かかりつけ医」等の身近な医療機関に電話で相談

イ　相談する医療機関に迷う場合や夜間・休日には、「受診・相談センター」に相談

⑶　開始時期

令和２年 11 月から

２　診療・検査医療機関

⑴　従来の「帰国者・接触者外来」等を「診療・検査医療機関」として指定

⑵　かかりつけ医等の身近な医療機関を「診療・検査医療機関」として指定

※　希望する医療機関について 11 月以降も順次追加指定

３　具体的な相談・受診の流れ

別紙フロー図のとおり